

令和8年度プラスチック類の再商品化製品の品質検査委託仕様書

〔環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課
(担当 清水、早船 電話075-222-3946)〕

1 件名

令和8年度プラスチック類の再商品化製品の品質検査委託

2 委託業務の目的

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条第3項に規定する再商品化計画の申請書類別紙3「再商品化製品の品質を確保するための措置」に記載されている再商品化製品の品質基準が確保されているか確認するため、認定市町村による品質検査を実施する。

3 委託内容

4の採取場所からサンプリングした再商品化製品について、受託者の測定施設等において測定を行い、測定結果を報告する。サンプリングについては、4の①～③は京都市職員が、4の④は受託者が行うこととする。

また、測定設備等の都合により、受託者が直接サンプリング又は一部測定を行うことが困難な再商品化製品がある場合は、京都市と協議のうえ、受託者の関連会社等でサンプリング又は測定を行うことを認める。

4 品質検査場所、測定対象等

① 旭鉱石(株)

採取場所：リサイクル旭(徳島県徳島市飯谷町枇杷の久保20)

製品の種類と形状：PE・PPペレット、PE・PP減容品(2製品)

品質基準：水分(0.3%以下)、塩素分(0.20%以下)、主成分(93%以上)

② D I N S 関西(株)

採取場所：R&E事業所 容器包装プラスチックリサイクル工場(大阪府寝屋川市大字打上1641-1他)

製品の種類と形状：PE・PP減容品(1製品)

品質基準：水分(1.0%以下)、塩素分(0.30%以下)、主成分(90%以上)

③ (株)Jサーキュラーシステム

採取場所：川崎スーパーソーティングセンター(神奈川県川崎市川崎区水江町5、5番1、6番2、699番20)

製品の種類と形状：コークス炉化学原料(1製品)

品質基準：かさ密度(0.2t/m³以上)、水分(3.0%以下)、形状(円筒状、径45mm、長さ100mm以下)、揮発分(70%以上)、塩素分(2.0%以下)、主成分(銅1.5%以下、残留金属(銅、亜鉛、鉛、カドミウム、アルミニウム、ひ素、全クロム、全水銀、セレン)3.0%以下、灰分10%以下)、見掛け比重(0.73g/cm³以上)

④ (株)レゾナック

採取場所：川崎事業所(神奈川県川崎市川崎区扇町28番地1、4番2、扇町5番1号)

製品の種類と形状：化学原料(アンモニア原料)用ガス(2系統)

品質基準：H₂(32%)、CO(20%)、CO₂(27%) HCl(10ppm以下)

5 分析方法

次のとおりとする。測定設備等の都合により、受託者が直接サンプリング又は一部測定を行うことが困難な再商品化製品がある場合は、京都市と協議のうえ、受託者の関連会社等でサンプリング又は測定を行うことを認める。

- (1) 4の①～②
公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 分別収集物再生処理ガイドラインに
則り測定
水分：重量法
塩素分：「JIS Z 7302-6 廃棄物固形化燃料—第6部：全塩素分試験方法」に準ずる。
主成分：混合溶媒溶出—重量法
- (2) 4の③
塩素：「JIS Z 7302-6 廃棄物固形化燃料—第6部：全塩素分試験方法」に準ずる。
金属：「JIS Z 7302-5 廃棄物固形化燃料—第5部：金属含有量試験方法」に準ずる。
揮発分：「JIS M 8812 石炭類及びコークス類—工業分析方法」に準ずる。
- (3) 4の④
現場採取—バッチ分析
H₂、CO、CO₂：テドラバッグ採取—GC/TCD分析法
HCl-：溶液吸収—イオンクロマトグラフ法 JIS K0107 排ガス中の塩化水素分析
方法

6 試料採取方法

- (1) 4の①～③
京都市職員が試料採取したもの（インクリメントされた試料 100g/試料(仮)）を受
託者が受領、分析に供する。
※ 令和8年8月末日までに提供予定
- (2) 4の④
現地にて受託者が採取後、分析に供する。
※ 次の期間(その前後を含む)、再商品化処理を休止する予定なので、できる限
り、令和8年8月末日までに試料採取を行うこと
ア 令和8年9月1日から11月14日まで(株)Jサーキュラーシステムの設備
改善工事)
イ 令和9年2月1日から3月31日まで(株)レゾナックの定期設備点検)

7 委託期間

契約の日の翌日から令和9年3月31日まで

【参考】

01_資料1_再商品化計画の実施にあたり必要な措置について(抜粋)

(3) 再商品化製品の品質検査【認定市区町村】

認定市区町村は、計画申請書類の別紙3「再商品化製品の品質を確保するための措置」に記載の通り、再商品化製品の品質検査を再商品化事業者ごとに実施してください。認定市区町村による再商品化製品の品質検査は、計画申請書類の別紙3「再商品化製品の品質を確保するための措置」に記載されている品質が確保されているか確認することが目的になります。

①測定対象

原則として、再商品化製品の全ての種類からサンプリングをします。測定対象とする再商品化施設は、再商品化を実施する全ての施設です。

②品質測定の実施者

認定市区町村が専門の測定機関に委託して行います。委託する測定機関は、信頼性を担保できる測定機関に委託します。

③サンプリング

本品質測定に係るサンプリングは、認定市区町村が現地確認を行った際に、認定市区町村の担当者がサンプリングを行うか、品質測定機関の担当者が行います。サンプリングは、再商品化の最終工程で行います。

なお、本検査とは別に計画申請書類の別紙3「再商品化製品の品質を確保するための措置」に記載に基づき再商品化事業者が品質測定を行い、生産管理月報の中で報告してください。

06_参考資料 1_プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き(抜粋)

(4) 再商品化製品の品質検査

認定市区町村は、別紙3「再商品化製品の品質を確保するための措置」に基づき、再商品化製品の品質測定を実施します。

①測定対象

原則として、再商品化製品の全ての種類からサンプリングをします。測定対象とする再商品化施設は、再商品化を実施する全ての施設です。

②品質測定の実施者

認定市区町村が専門の測定機関に委託して行います。委託する測定機関は、信頼性を担保できる測定機関に委託します。

③サンプリング

本品質測定に係るサンプリングは、認定市区町村が現地確認を行った際に、認定市区町村の担当者がサンプリングを行うか、品質測定機関の担当者が行います。サンプリングは、再商品化の最終工程で行います。